

7 事業所税

事業所税は、都市地域における都市環境の整備・改善の事業費に充てるために、事業所等において行われる事業に対して課税される目的税です。

(1) 課税団体

課税団体は人口 30 万人以上の政令で指定する市等で、全国で 77 団体あり、神奈川県内では横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市の 5 市です。

(2) 事業所税の概要

項 目	事業所税 (資産割・従業者割を合算して課税)	
	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業を行う法人又は個人（事業主）	
課税標準の算定期間	法人＝事業年度 個人＝1月1日～12月31日	
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
税 率	1 m ² につき600円	0.25／100
免 税 点	市内の事業所床面積合計が 1,000m ² 以下	市内の従業者数の合計が 100人以下
申告納付期限	法人＝事業年度終了後2か月以内 個人＝翌年3月15日	

※藤沢市内の事業所床面積合計が 1,000 m²を、藤沢市内の従業者数合計が 100 人を、どちらか一方でも超えるときに事業主に課税されます。

※免税点以下で納付税額がない場合でも、藤沢市内の事業所床面積合計が 800 m²を、藤沢市内の従業者数合計が 80 人を、どちらか一方でも超えるときに申告書の提出が必要です。

※課税対象者が期限までに申告納付しない場合は、加算金や延滞金が徴収されます。

(3) 申告と納付

事業所税は所得税や法人税と同様に、申告納付の方法で納税します。申告書及び納付書は連絡を受け次第、お送りします。

(4) 事業所を新設又は廃止した場合

事業主は 1 か月以内に事業所等新設廃止申告書を提出してください。

(5) 市内で事業所用家屋を貸し付けている方へ

事業所用家屋を貸し付けたとき、又は貸付状況に異動があったときに貸し主は、1 か月以内に事業所用家屋貸付申告書を提出してください。